

フリー株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、フリー株式会社と称し、英文では freee K.K. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ソフトウェアの開発並びにソフトウェアライセンスの販売及び販売仲介又は代理に関する業務
- (2) 広告の配信及び販売に関する業務
- (3) 経営、財務、マーケティング、情報システムに関する調査・助言
- (4) 企業への投資に関する業務
- (5) 銀行代理業
- (6) 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与
- (7) 電子決済等代行業
- (8) 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
- (9) クレジットカードの取り扱いに関する業務
- (10) ファクタリング業務
- (11) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- (12) 各種リース、レンタル及びその管理運営に関する業務
- (13) 電子商取引における各種商品の販売及び販売仲介又は代理に関する業務
- (14) 金融サービス仲介業
- (15) 教育訓練事業
- (16) 前各号に関するコンサルティング業務
- (17) 前各号に付帯する業務代行
- (18) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告によりする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、164,818,764 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役CEOが招集する。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 株主総会の議長は、取締役CEOがこれにあたる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役 CEO 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役 CEO がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役 CEO に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任の一部免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期はその選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年 6 月 30 日又は 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- 3 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 43 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(監査役の責任免除の経過措置)

第 44 条 当会社は、第 9 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 第 9 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、第 9 期定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。